

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
1704.90	<p><u>9. 砂糖菓子（ハルヴァ）</u></p> <p>本品は、挽いたごま（52%）と天然はちみつ（48%）を混 合して得たペースト状の砂糖菓子（ハルヴァ）で、小売用に したものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3004.90	<p><u>2. 錠剤の形状をした医薬品</u></p> <p>本品は、植物エキス（吉草根及びホップ）、マルトデキスト リン、着色料及び賦形剤から成る錠剤の形状をした医薬品で ある。ラベルによると、本品は、興奮（1日に 2 から 4 錠） 又は睡眠障害（1日に 1 錠）の治療剤として用いることが推 奨されている。本品は、不眠症等の疾病を治療又は予防する のに十分な量の有効成分を含有しており、小売用にしたもの (例えば 60 錠の容器入り) である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
6304.91	<p><u>2. 蚊帳</u></p> <p>本品は、ポリエステル製のマルチフィラメント（100%）か ら成るたてメリヤス編物の蚊帳であり、蚊その他の昆虫を忌 避し又は死滅させる殺虫剤（1 m<sup>2</sup>あたり 55mg のデルタメト リン）を染み込ませたものである。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8415.10 <u>1. 天井型スプリットシステムのエアコンディショナー</u></p> <p><u>本品は、天井型スプリットシステムのエアコンディショナーであり、次のものから成る。</u></p> <p><u>(i) 単一のハウジング内に収められた、熱交換器及び動力駆動式のファンから成る室内ユニットで、天井に取り付けるように設計されたもの</u></p> <p><u>(ii) 単一のハウジング内に収められた冷媒型の圧縮機及び動力駆動式のファンを有する熱交換器から成る室外ユニット</u></p> <p><u>両方のユニットは、電線や銅管により互いに接続するように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8419.89 <u>3. 溶出試験ユニット</u></p> <p>本品は、7 つのかくはん装置から成る溶出試験ユニットであり、予め定められた時間内で定められた作動条件下において、特別に調製された溶出媒体中で錠剤又はカプセルの溶解及び経皮パッチの薬剤の放出を行うのに使われる。本品は、溶出処理中に通常の人体の温度をシミュレートするために、溶液を予め定められた温度に加熱するための電気加熱コイルを有している。</p> <p>内蔵された操作パネルにより、溶出試験ユニットを特定の溶解又は薬剤放出の試験に必要とされる動作条件（温度（20～60 度）、かくはん子の速度（25～250 回転／分）、試験方法、錠剤の供給、抽出時間等）に設定することができる。</p> <p>溶出試験ユニットは、いかなる分析も行わないが、溶出溶媒中に放出された活性成分の量を測定するための分光光度計等の機器及び自動データ処理機械に接続することができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8471.30</u> <u>2. タブレットコンピューター</u></p> <p>本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。</p> <p>本品の主な特徴は次のとおり。</p> <p>寸法 : 241×186×9 mm</p> <p>重量 : 0.6kg</p> <p>ディスプレイ :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー大きさ (対角線) : 25cm (9.7 インチ)</li> <li>ー解像度 : 1024×768</li> <li>ー技術 : IPS LCD</li> </ul> <p>入力技術 : 静電容量式マルチ・タッチ</p> <p>CPU :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ーーアーキテクチャ : ARM</li> <li>ー周波数 : 1.0 ギガヘルツ</li> <li>ーコア数 : 2</li> </ul> <p>記憶装置 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー型式 : SSD</li> <li>ー容量 : 16/32/64 ギガバイト</li> </ul> <p>RAM : 0.5 ギガバイト</p> <p>接続性 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ーWi-Fi : 802.11a/b/g/n</li> <li>ーBluetooth® : 2.1+EDR</li> <li>ーセルラー方式 : 3G (オプション) (UMTS/HSDPA/HSUPA (850、900、1900、2100 メガヘルツ)、 GSM/EDGE (850、900、1800、1900 メガヘルツ))</li> </ul> <p>GPS : 補助 GPS (オプション)</p> <p>カメラ : 前面及び背面</p> <p>電池 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー型式 : リチウム・ポリマー</li> <li>ー駆動時間 : 最大 10 時間</li> </ul> <p>通則 1 (第 16 部注 3 及び第 84 類注 5 (A)) 及び 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8471.30</u></p> <p><u>3. タブレットコンピューター</u></p> <p><u>本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。</u></p> <p><u>本品の主な特徴は次のとおり。</u></p> <p><u>寸法</u> : 312 × 207 × 17mm</p> <p><u>重量</u> : 1.16kg</p> <p><u>ディスプレイ</u> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ー大きさ (対角線)</u> : 31cm (12.1 インチ)</li> <li><u>ー解像度</u> : 1280 × 800</li> <li><u>ー技術</u> : IPS LCD</li> </ul> <p><u>入力技術</u> : 静電容量式デュアル・タッチ、デジタイザー</p> <p><u>CPU</u> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ーーキテクチャ</u> : x86-64</li> <li><u>ー周波数</u> : 1.33 ギガヘルツ (ターボブースト利用時 1.86 ギガヘルツ)</li> <li><u>ーコア数</u> : 2</li> </ul> <p><u>記憶装置</u> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ー型式</u> : SSD</li> <li><u>ー容量</u> : 32/64 ギガバイト</li> </ul> <p><u>記憶容量拡張</u> : MMC/SDXC</p> <p><u>RAM</u> : 2 / 4 ギガバイト</p> <p><u>接続性</u> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ーWi-Fi</u> : 802.11b/g/n</li> <li><u>ーBluetooth®</u> : 3.0</li> </ul> <p><u>カメラ</u> : 前面 (2.0 メガピクセル)</p> <p><u>電池</u> :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ー型式</u> : リチウム・ポリマー</li> <li><u>ー駆動時間</u> : 4.5 時間</li> </ul> <p><u>通則 1 (第 16 部注 3 及び第 84 類注 5 (A)) 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8523.51</u></p> <p><u>4. "Mini" SD (Secure Digital) card</u></p> <p><u>本品は、フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる「ミニ」SD（セキュアデジタル）カードである。本品は、導電性の銅線が付いた非導電性基板（印刷回路基板を有するものと有しないものがある）及びホストインターフェースに接続するための導体パッドから成り、内部には、(i) 集積回路の形状をした1個のフラッシュメモリー (FLASH E<sup>2</sup>PROM)、(ii) 集積回路の形状をしたマイクロコントローラ及び(iii) 受動素子が取り付けられている。本品の大きさは、21.5mm×20mm×1.4mmである。</u></p> <p><u>本品が特定の機器（プリンター、携帯電話、録音機器、デジタルカメラ、データ収集端末、ビデオゲーム用のコンソール又は自動データ処理機械等）に一旦接続されれば、データの読み取り及び本品へのデータの保存を行うことができる。このカードは、接続した機器からの電力を使用し、電池を必要としない。</u></p> <p><u>通則 1（第 85 類注 4 (a)）及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8523.51</u></p> <p><u>5. "Micro" SD (Secure Digital) card</u></p> <p>本品は、フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる「マイクロ」SD（セキュアデジタル）カードである。本品は、導電性の銅線が付いた非導電性基板（印刷回路基板を有するものと有しないものがある）及びホストインターフェースに接続するための導体パッドから成り、内部には、(i) 集積回路の形状をした 1 個のフラッシュメモリー (FLASH E<sup>2</sup>PROM)、(ii) 集積回路の形状をしたマイクロコントローラ及び (iii) 受動素子が取り付けられている。本品の大きさは、15mm × 11mm × 1mm である。</p> <p>本品が特定の機器（プリンター、携帯電話、録音機器、デジタルカメラ、データ収集端末、ビデオゲーム用のコンソール又は自動データ処理機械等）に一旦接続されれば、データの読み取り及び本品へのデータの保存を行うことができる。このカードは、接続した機器からの電力を使用し、電池を必要としない。</p> <p><u>通則 1 (第 85 類注 4 (a)) 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8704.21 <u>2. 三輪車両</u></p> <p>本品は、飲料運搬用に囲いをし、運転室を有する三輪車両であり、シリンダー容積 395 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒圧縮点火機関で駆動する。積載貨物量は、500 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスマッision シャフト及びドラムブレーキを有する。前輪の懸架装置はショックアブソーバー及びうず巻ばねから成り、後輪の懸架装置は 2 つの筒式ショックアブソーバー付きの板ばねから成る。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8704.31	<p><u>4. 三輪車両</u></p> <p>本品は、無蓋の後部貨物区画を有する三輪車両であり、シリンダー容積 175 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火花点火機関で駆動する。本品は、長さ 2,900mm、幅 1,050mm、高さ 1,250 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,250 mm、幅 1,000 mm、高さ 280 mm である。車両重量は 260 キログラム、最大積載量は 230 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスマッision シャフト及びドラムブレーキを有する。ブレーキはハンドルバー及びペダルにより操作される。前輪はシリンダー式懸架装置を有し、後輪は板ばね式懸架装置を有する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8704.31	<p><u>5. 三輪車両</u></p> <p><u>本品は、運転室を有する三輪車両であり、自動車のような運転室及び無蓋の後部貨物区画を備えている。本品は、シリ</u> <u>ンダー容積 249 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火</u> <u>花点火機関で駆動する。本品は、長さ 3,380mm、幅 1,435mm、</u> <u>高さ 1,545 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,530 mm、幅</u> <u>1,412 mm、高さ 300 mm である。本品はハンドルにより操作さ</u> <u>れる。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス</u> <u>及び電気式始動機を有する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>2. 全身冷凍療法用チャンバー (Total body cryotherapy chamber)</b></p> <p>本品は、例えば、皮膚病、関節炎又はリウマチ性疾患の治療に使用する全身冷凍療法用チャンバーであり、次の個別の基本ユニットから成り、組み立てていない状態で共に提示される。</p> <p>(i) ドアで接続された前室（マイナス 60 度）及び治療室（約マイナス 110 度）から成る冷凍療法用チャンバー 冷凍療法用チャンバーは、断熱性の要素で作られている。外寸は幅 2,400mm、長さ 4,200mm、高さ 2,550mm であり、前室の内寸は幅 1,600mm、高さ 2,250mm、奥行 1,760mm、治療室の内寸は幅 2,100mm、高さ 2,250mm、奥行 1,700mm である。前室及び治療室のいずれも、床用の特別な耐水性じゅうたん、出入口、窓、照明、拡声器、緊急信号スイッチ、圧力平衡要素及び蒸発器を備えている。蒸発器は、空気循環用の 3 つのファンを自蔵し、曇り除去用の加熱装置が組み込まれている。治療室はさらに、内部の 3 つの壁面に手すりを、またマイクロホン及びビデオ監視システムを備えている。</p> <p>(ii) 冷凍機 (refrigeration machine) 冷凍機は、密閉されたハウジング内に設置された、空冷式の 3 段階カスケードシステムである。この機械は、冷凍療法チャンバーとは別の部屋に設置され、蒸発器と共に室内温度をマイナス 110 度まで下げる。冷凍機の寸法は、幅 1,600mm、高さ 1,700mm、奥行 800mm である。</p> <p>(iii) 切替え室 (switching cabinet) 切替え室は、全身冷凍療法用チャンバー全体を操作するため必要とされる電気式切替装置を有している。切替え室は、上記の冷凍機と同じ部屋に設けられる。寸法は、幅 1,000mm、高さ 2,000mm、奥行 500mm である。</p> <p>(iv) 操作デスク 操作デスクは、ナノ・サーバー (nano-server) を備えた自動データ処理機械、15 インチ (38.1cm) TFT ディスプレイ (タッチスクリーン式のもの)、インターホン、2 つの拡声器、マイクロホン、CD プレーヤー及び緊急停止スイッチを有している。これらの要素は全て同一のハウ</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ジング内に組み込まれている。操作者は、タッチスクリーンを使用して全ての機能、調節、設定を操作することができる。デスクの寸法は、幅 600mm、高さ 980mm、奥行 400mm である。デスクは冷凍療法用チャンバーとは分離されている。</p> <p><u>(v) 凝縮器</u></p> <p>凝縮器は、交差したツインリブ (twin ribs) を有する熱交換器及び三相電動機を有する通風機から成る。凝縮器は、冷凍療法用チャンバーが設置されている建物の外に置かれ、チャンバー内の温度を下げるのに寄与する。</p> <p>上記のユニットは全て、冷媒が循環するための銅管及び電気ケーブルにより接続されている。</p> <p><u>通則 1 (第 90 類注 3 及び 16 部注 4) 及び 6 を適用</u></p>	